

22 議案第25号関係

(1)おいらせ町情報公開条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

改正案	現行
<p>当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体（町、国、独立行政法人等、<u>町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、<u>町以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人</u>の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、<u>町以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>	<p>(4) 法人その他の団体（町、国、独立行政法人等<u>及び他の地方公共団体の機関</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 町の機関、国の機関、独立行政法人等<u>及び他の地方公共団体の機関</u>の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 町の機関、国の機関、独立行政法人等<u>又は他の地方公共団体</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地</p>

改正案	現行
<p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ <u>町、独立行政法人等、町以外の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(法令又は他の条例による開示の実施との調整)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(<u>審査請求</u>があった場合の手続)</p> <p>第17条 実施機関は、開示決定等について<u>又は開示請求に係る不作為について審査請求</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該<u>審査請求に対する裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法</u></p>	<p>位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ <u>町、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(法令又は他の条例による開示の実施との調整)</p> <p>第16条 略</p> <p>(<u>不服申立て</u>があった場合の手続)</p> <p>第17条 実施機関は、開示決定等について<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立て</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該<u>不服申立てに対する決定</u>を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第4項第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p>

改正案	現行
<p><u>第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が<b>審査請求人</b>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<b>審査請求</b>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<b>審査請求人</b>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該<b>審査請求</b>についての裁決を行わなければならない。</p> <p>4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<b>裁決</b>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<b>審査請求</b>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <b>審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)</b>を変更し、当該<b>審査請求</b>に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p><u>5 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>	<p>(2) 開示請求者(開示請求者が<b>不服申立人</b>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<b>不服申立て</b>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<b>不服申立人</b>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該<b>不服申立て</b>についての裁決<b>又は決定</b>を行わなければならない。</p> <p>4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<b>裁決又は決定</b>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<b>不服申立て</b>を却下し、又は棄却する裁決<b>又は決定</b></p> <p>(2) <b>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等</b>に係る行政文書を開示する旨の裁決<b>又は決定</b>(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>

(2)おいらせ町個人情報保護条例 新旧対照表(抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体(町、国、<u>独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)</u>、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。))又は事業を営む個人をいう。</p>

改正案	現行
<p><u>除く。以下「法人等」という。）</u>又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国、独立行政法人等、町以外の地方公共団体又は地方独立行政法人</u>から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(開示義務)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法人その他の団体(町、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)</u>に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、町以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他</p>	<p>(7)・(8) 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国又は他の地方公共団体</u>から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(開示義務)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法人等</u>に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、町以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他</p>

改正案	現行
<p>当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等、町以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ <u>独立行政法人等、町若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(9) 略</p> <p>(訂正・利用停止請求に対する決定通知等)</p> <p>第26条 略</p> <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第26条の2 開示決定等、訂正・利用停止の決定又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審査請求があった場合の手続)</p> <p>第27条 <u>実施機関は、開示決定等、訂正・利用停止の決定又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反</u></p>	<p>当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等、町以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ <u>国又は地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人等</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(9) 略</p> <p>(訂正・利用停止請求に対する決定通知等)</p> <p>第26条 略</p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第27条 <u>実施機関は、開示決定等又は訂正・利用停止の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p><u>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第4項</u></p>

改正案	現行
<p><u>対意見書が提出されている場合を除く。)</u></p> <p><b>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等をする場合とする場合</b></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><b>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</b></p> <p>(2) 開示請求者又は訂正・利用停止請求者（開示請求者又は訂正・利用停止請求者が<b>審査請求人</b>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<b>審査請求</b>に係る<b>個人情報の開示</b>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<b>審査請求人</b>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該<b>審査請求</b>についての<b>裁決</b>を行わなければならない。</p> <p>4 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<b>裁決</b>する場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<b>審査請求</b>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <b>審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)</b>を<b>変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決</b>（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p><b>5 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法</b></p>	<p><u>第2号において同じ。)</u>を取り消し、又は<b>変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</b></p> <p><b>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正・利用停止の決定(訂正・利用停止請求に係る個人情報の全部について訂正又は利用停止をする旨の決定を除く。)</b>を取り消し、又は<b>変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について訂正又は利用停止をすることとするとき。</b></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><b>(1) 不服申立人及び参加人</b></p> <p>(2) 開示請求者又は訂正・利用停止請求者（開示請求者又は訂正・利用停止請求者が<b>不服申立人</b>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<b>不服申立て</b>に係る<b>開示決定等</b>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<b>不服申立人</b>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該<b>不服申立て</b>についての<b>決定</b>を行わなければならない。</p> <p>4 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<b>決定</b>する場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<b>不服申立て</b>を却下し、又は棄却する裁決<b>又は決定</b></p> <p>(2) <b>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定</b>（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

改正案	現行
<u>第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u>	

(3)おいらせ町行政手続条例 新旧対照表 (抜粋) (第3条関係)

改正案	現行
(聴聞の主宰) 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1) 当該聴聞の当事者又は参加人 (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族 (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人 (4) 前3号に規定する者であった者 (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 (6) 参加人以外の関係人 (聴聞の期日における審理の方式)	(聴聞の主宰) 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1) 当該聴聞の当事者又は参加人 (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族 (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人 (4) 前3号に規定する者であった <u>ことのある</u> 者 (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 (6) 参加人以外の関係人 (聴聞の期日における審理の方式)

(4)おいらせ町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表 (抜粋) (第4条関係)

改正案	現行
(町長の把握事項) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u> <u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u> <u>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</u> <u>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> <u>(5) 審査の申出の年月日</u>	(町長の把握事項) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</u> <u>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> <u>(4) 審査の申出の年月日</u>

改正案	現行
<p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後その記載事項に変更が生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p><b>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</b></p>	<p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後その記載事項に変更が生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、反論書は、委員会が定めた期間内に提出しなければならない。</p> <p><b>4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。</b></p> <p>(決定書の作成)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、反論書は、委員会が定めた期間内に提出しなければならない。</p> <p>(決定書の作成)</p>

改正案	現行
<p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した</u>決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>主文</u></p> <p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び町長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p>	<p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p>

(5)おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表 (抜粋)  
(第5条関係)

改正案	現行
<p>(町長の把握事項)</p> <p>第5条 前条の規定により町長が把握しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 職員に対する不利益処分についての<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(3) その他町長が必要と認める事項</p>	<p>(町長の把握事項)</p> <p>第5条 前条の規定により町長が把握しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 職員に対する不利益処分についての<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(3) その他町長が必要と認める事項</p>

(6)おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)  
(第6条関係)

改正案	現行
<p>第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事</p>	<p>第28条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事</p>

改正案	現行
<p>事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>

(7)おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表（抜粋）  
（第7条関係）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項、<u>農業委員会等に関する法律</u>（昭和26年法律第88号）第35条第4項<u>その他の法律又は条例の規定に基づき、町</u>の各機関の依頼又は要求に応じ、証人となった者又は公聴会等に出頭し、若しくは参加した者（以下「出頭人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項<u>及び農業委員会等に関する法律</u>（昭和26年法律第88号）第35条第4項<u>の規定並びに町</u>の各機関の依頼又は要求に応じ、証人となった者又は公聴会等に出頭し、若しくは参加した者（以下「出頭人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(8)おいらせ町手数料条例 新旧対照表（抜粋）（第8条関係）

改正案	現行
<p>（手数料の免除）</p> <p>第6条 手数料は、国、地方公共団体若しくは公共団体又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他町長が特別の事由があると認めるときは、免除することができる。</p> <p>2 法令の規定により、無料で証明することがで</p>	<p>（手数料の免除）</p> <p>第6条 手数料は、国、地方公共団体若しくは公共団体又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他町長が特別の事由があると認めるときは、免除することができる。</p> <p>2 法令の規定により、無料で証明することがで</p>

改正案	現行
<p>きることとされているものについては、手数料を徴収しない。</p> <p><u>3 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定めるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し又は免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 別表第49号及び第50号に掲げる手数料 審査庁</u></p> <p><u>(2) 別表第51号及び第52号に掲げる手数料 おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会</u></p> <p><u>4 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、同項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査庁又はおいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。</u></p> <p><u>6 青森県屋外広告物条例（昭和50年青森県条例第45号）の規定に基づく手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。</u></p> <p>(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するため、青森県屋外広告物条例の規定による許可を受けようとするとき。</p> <p>(2) 地方自治法第157条第1項の規定による公共的団体等が、青森県屋外広告物条例第6条又は第8条第6項の規定により、道標、案内</p>	<p>きることとされているものについては、手数料を徴収しない。</p> <p><u>3 青森県屋外広告物条例（昭和50年青森県条例第45号）の規定に基づく手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。</u></p> <p>(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するため、青森県屋外広告物条例の規定による許可を受けようとするとき。</p> <p>(2) 地方自治法第157条第1項の規定による公共的団体等が、青森県屋外広告物条例第6条又は第8条第6項の規定により、道標、案内</p>

改正案	現行
<p>図版、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置について許可を受けようとするとき。</p>	<p>図版、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置について許可を受けようとするとき。</p>

(8) おいらせ町手数料条例 新旧対照表 (抜粋) (第8条関係)

改正案				現行			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
種類		単位	金額	種類		単位	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
(48)	地縁による団体の認可に係る印鑑登録に関する証明書の交付	地縁による団体の認可に係る印鑑登録証明手数料	1枚につき 300円	(48)	地縁による団体の認可に係る印鑑登録証明書の交付	地縁による団体の認可に係る印鑑登録証明手数料	1枚につき 300円
(49)	行政不服審査法第38条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付手数料		1枚につき (ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。)				白黒 10円 カラー 40円
(50)	行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付手数料		1枚につき (ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。)				白黒 10円 カラー 40円
(51)	行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面又は資料を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付手数料		1枚につき (ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。)				白黒 10円 カラー 40円
(52)	行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付手数料		1枚につき (ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。)				白黒 10円 カラー 40円

(9) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第9条関係)

改正案							現行						
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
おいらせ町特別職報酬等審議会	町長の諮問に応じ議員報酬等の額、町長、副町長、教育長の給料の額について審議すること。	6人以内 (公募による者を含む)	(1)町内の公共的団体等を代表する者 (2)その他必要と認める者	2年以内	(1)会長 委員の互選 (2)会長職務代理者 会長の指名	総務課	おいらせ町特別職報酬等審議会	町長の諮問に応じ議員報酬等の額、町長、副町長、教育長の給料の額について審議すること。	6人以内 (公募による者を含む)	(1)町内の公共的団体等を代表する者 (2)その他必要と認める者	2年以内	(1)会長 委員の互選 (2)会長職務代理者 会長の指名	総務課
おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会	(1)おいらせ町情報公開条例(平成18年おいらせ町条例第8号)第17条第1項及びおいらせ町個人情報保護条例(平成18年おいらせ町条例第9号)第27条第1項の規定による審査をすること。 (2)情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項に関する重要事項について調査、審議をすること。 (3)特定個人情報情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの	5人以内	(1)学識経験を有する者 (2)行政不服審査法に属する事項に関し公正な判断ができ、かつ法律又は行政に関してすぐれた見識を有する者	2年	(1)会長 委員の互選 (2)会長職務代理者 会長の指名	総務課	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会	(1)おいらせ町情報公開条例(平成18年おいらせ町条例第8号)第17条第1項及びおいらせ町個人情報保護条例(平成18年おいらせ町条例第9号)第27条第1項の規定による審査をすること。 (2)情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項に関する重要事項について調査、審議をすること。 (3)特定個人情報情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、評価書に記載された特定個人情報	5人以内	学識経験を有する者	2年	(1)会長 委員の互選 (2)会長職務代理者 会長の指名	総務課



(10)おいらせ町営土地改良事業経費賦課徴収条例 新旧対照表 (抜粋)

(第10条関係)

改 正 案	現 行
<p>(賦課に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第5条 第2条の規定により、賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>3箇月以内</u>に町長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による<u>審査請求がされた</u>ときは、<u>これを遅滞なく、裁決</u>しなければならない。</p>	<p>(賦課に対する<u>異議申立て</u>)</p> <p>第5条 第2条の規定により、賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>20日以内</u>に町長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による<u>異議申立てを受け</u>たときは、<u>同項に規定する期間満了後10日以内</u>に<u>これを決定</u>しなければならない。</p>

23 議案第26号関係

(1)おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>おいらせ町職員の分限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員</u>の<u>分限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p> <p>第2条 任命権者は、<u>職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったときは、当該職員を休職</u>することができる。</p> <p><u>(降給の事由)</u></p> <p>第3条 降給の種類は、<u>降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。)</u>及び<u>降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>2 任命権者は、<u>職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、当該職員を降格</u>することができる。</p> <p>(1) <u>法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第28条第3項の規定に基づき、職員</u>の<u>意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>